

狩猟者の皆さんへ

～ 国有林内で狩猟するに当たっての注意事項 ～

1. 立入禁止区域には絶対に立入らないで下さい。
 - ① 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺）については、現地と図面によりその位置を確認するとともに、立入禁止区域への立入り及び区域内での発砲は絶対に行わないで下さい。
 - ② 図面に立入禁止区域として表示していない箇所であっても、短期間で作業が終了する場合や作業地が変更になった場合は、林道等の入口に立入禁止の標識を設置して作業を行っているので、現地にある標識類の指示に従って下さい。（ゲートが解放していても現地確認し、立入禁止区域には絶対に立入らないで下さい。）
2. 車両入林承認証を車両の見やすい場所（車内ウインドウ等）に掲示し、森林管理署職員等関係者が巡視の際確認できるようにして下さい。
3. 他に入林者がいる場合がありますので、発砲に当たっては他に入林者がいないことを確認し安全を確保して下さい。また、公道及び林道上からは発砲しないで下さい。
4. 国有林野内での「たき火」「露營」等は、山火事予防及び事故防止のために行わないで下さい。
5. 職員が民有地界・公道沿い等で作業をすることがあります。民有地での狩猟であっても、必ず周辺に他の人がいないことを確認して下さい。
また、発砲音が近くだと想定される場合は、呼び子を短く連続的に吹き、狩猟者に人の存在を知らせることがあります。
6. 捕獲したエゾシカについては、国有林内での解体は禁止とします。（残物がヒグマの餌となり、ヒグマの生息地になる可能性があるのでご理解願います。）また、「空薬きょう」「ゴミ」等も必ず持ち帰って下さい。
7. 入林承認後でも業務の都合により、入林承認を取り消すことがあります。また、下記事項を遵守しない場合も、入林承認を取り消します。
 - ① 狩猟法、鳥獣保護法等に違反した場合
 - ② 森林管理署職員の指示に従わない場合
 - ③ 狩猟に当たっての注意事項を守らない場合
 - ④ 立入禁止区域、林道上及び鳥獣保護区で発砲した場合
8. 林道通行上の注意について
 - ① 林道を通行する場合には徐行をし、見通しの悪いカーブ等ではクラクションを鳴らすなど、交通事故防止にご協力下さい。
 - ② 林道に駐車する場合は、他の車両の通行を妨げないよう駐車して下さい。
 - ③ 通行止めしている林道には、絶対に進入しないで下さい。
 - ④ 降雪後は危険ですから、林道には車両を乗り入れないで下さい。また、スノーモービルの乗入れは、森林育成や自然保護の観点から禁止しています。
 - ⑤ 入林された方が落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、上川北部森林管理署では、責任を負いませんので十分ご留意願います。
9. 希望される方には、事業図を販売します。